

成年後見制度利用促進基本計画に関する 連続学習会(第7回)

JFBA 日本弁護士連合会

中核機関における申立支援 の在り方と課題

2018年 **10**月**11**日 **木** 18:00~20:00

弁護士会館17階1701会議室

参加費無料/申込不要

日弁連では、成年後見制度利用促進基本計画に関し、専門家等を講師として連続学習会を開催しています。

第7回目となる今回の学習会では、「中核機関における申立支援・後見人支援の在り方と課題」をテーマに取り上げます。

基本計画では、中核機関が担うべき具体的機能の一つとして申立支援機能が挙げられていますが、中核機関が申立人等に対し具体的にどのような支援・どこまでの支援を行うかは、明確ではありません。

そこで、今回の学習会では、先進地域での申立支援等の内容を参考にしながら、これからの中核機関における申立支援のあり方と課題について考えたいと思います。

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、関係団体担当者等に限らず、市民の皆様にも広く参加いただき、一緒に議論したいと思います。是非、ご参加ください。

プログラム(予定)

<意見交換>

- 1 申立の現状と問題点
- 2 中核機関としての申立支援の在り方
- 3 中核機関としての申立支援の課題

会場地図



- 地下鉄丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅 B1-b 出口直結
- 地下鉄有楽町線「桜田門」駅 5 番出口 徒歩 8 分
- JR 山手線「有楽町」駅 徒歩 15 分

※ 手話通訳や要約筆記を希望される場合には、10月1日(月)までに下記問い合わせ先にファクシミリ等で御連絡ください。

問い合わせ先 日本弁護士連合会 人権第二課

TEL 03-3580-9982 Fax 03-3580-2896 <http://www.nichibenren.or.jp/>